

～息子が連鎖販売組織に加入したが…大丈夫？～

相談事例

1 21歳の息子が、健康食品などの紹介販売組織に加入し、商品を買った。誘われた時月収が300万～500万円にもなると説明されたようだ。販売方法や会社の資産状況が心配だ。大丈夫か。(50歳代 女性)

2 38歳の息子が知人に勧誘され、有名ネットワークビジネスの特約店になった。息子は、良い商品だからと私たち夫婦も勧誘し、夫も入会した。いわゆるマルチ商法ではないか。心配で何とかやめさせたい。(60歳代 女性)

〈アドバイス〉

いわゆるマルチ商法やネットワークビジネスは、連鎖販売取引として特定商取引法により不当な勧誘行為等を禁止されています。商品の販売等を目的としない「無限連鎖講（いわゆるネズミ講）」は法律で全面的に禁止されていますが、マルチ商法やネットワークビジネスは、必ずしも違法な事業ではありません。

しかし説明会などで「必ず儲かる」とおもしろい業者は悪質な業者である可能性が高いと言えます。

連鎖販売取引をビジネスとするのであれば、契約前に交付される概要書面をよく読み、疑問点は業者に確認しましょう。また、友人を誘うことで、後々人間関係が悪化することもあります。加入に際しては、ビジネスの仕組みやリスクをよく理解してから決めましょう。

困ったときや不安に思うことがあれば、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

1 マルチ商法の問題点

マルチ・マルチまがい商法は、組織の加入者が次の加入者を組織に引き込むことで利益が得られることから、強引な勧誘が行われやすい商法です。

また、悪質な連鎖販売業者に、加入者は扱っている商品などが素晴らしいものだと思い込まされて、被害にあっていると認識できず、なかなか被害が表面化しないこともあります。

なお、特定商取引法では次のような勧誘行為等を禁止しており、これは販売員となった加入者も守らなければいけません。

- (1) 商品の性能、特定負担や特定利益、契約の解除などについて、事実をわざとと言わない、又は事実でないことを言う。
- (2) 勧誘目的を告げずに誘って、公衆の出入りのない場所で連鎖販売取引契約の勧誘をする。
- (3) 勧誘または契約解除の際におどして困惑させる。

※ 特定負担…連鎖販売取引を行う条件として支払う1円以上の商品代金、入会金、保証金等。

※ 特定利益…他人を会員に誘い、入会させると得られる紹介料等。

2 契約の解除・解約

法定の契約書面の受領日から20日間以内であればクーリング・オフ（無条件解約）できます。なお、20日間を過ぎていてもクーリング・オフができる場合があります。また、一定の条件を満たせば中途解約（返品）ができます。

小鳩だより



松伏町民生委員・児童委員協議会広報部会
問合せ／福祉健康課社会福祉担当
☎ 991-1874

新潟県中越地震被災地・旧山古志村（現長岡市）を訪問して

地震により甚大な被害を受けた旧山古志村（現長岡市）は、集落再編に取り組んでおり、崩れた斜面の補強、道路の復旧工事は震災から4年を過ぎた今も続いています。私たちは、民生委員・児童委員として災害時に何をすべきかを学ぶため現地視察研修を行いました。長岡市山古志支所地域復興推進担当者から「災害時は皆が被災者となるため、住民一人一人が立場を超え『助け合い』という形が自然に生まれ、皆が率先して援助をし合っていた」という震災時の様子や復興状況について説明を受けました。新ためて、「支え合い」、「助け合い」の精神を再確認した研修となりました。



わが家のエンジェル

My Sweet Faces!

このコーナーではお子さんの写真を紹介しています。
◆写真・住所・ご両親の氏名とお子さんの氏名（ふりがな）・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、総務課 秘書広報担当までお申込みください
◆応募多数の場合は、先着順に掲載します



とよだ ひゅうま
豊田 彪麻くん
[H20.5.1]

コメント

巨人の星になってね
【明宏・香代子】
（ゆめみ野）



いいじま ここな
飯島 想ちゃん(右)
[H15.12.13]

さき
沙姫ちゃん(左)
[H17.4.23]

コメント

元気にすくすく育ててね！
【勉・栄子】
（大字松伏）